

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署: 学校教育部学務課 No.001

処 分 名	春日部市入学準備金・奨学金の貸付けの適否の決定
処 分 の 概 要	入学準備金・奨学金の貸付申請に対し、その適否を決定します。
根拠条例等・条項	春日部市入学準備金・奨学金貸付条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 178 号）第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条 春日部市入学準備金・奨学金貸付施行規則（平成 29 年規則第 4 号）第 2 条～第 6 条、第 11 条、12 条
審 査 基 準	<p>◎下記の要件を満たした方が対象となります。</p> <p>【入学準備金】</p> <p>①市内に 1 年以上居住し、市税を滞納していないこと。</p> <p>②高等学校、大学又は専修学校に入学が確実である者（市民に限る。）の保護者であること。</p> <p>③入学準備金の調達が困難な者であること。</p> <p>④市民である連帯保証人が 1 人得られること。ただし、市長が認めるときは、市外に居住するものを連帯保証人とすることができる。連帯保証人の要件は、</p> <p>（ア）返済を保証し得る資力がある 20 歳以上の者で、市税を完納していること。</p> <p>（イ）本市の入学準備金又は奨学金の貸付けに係る保証を他にしていないこと。ただし保証する者が同一世帯に複数いるときは、この限りではない。</p> <p>【奨学金】</p> <p>①市内に 1 年以上居住し、市税を滞納していない世帯の子女であること。</p> <p>②高等学校、大学若しくは専修学校に入学を許可された者又は在学中の者であること。</p> <p>③学費の支出が困難な者であること。</p> <p>④修学意欲があり、校長又は学長が推薦した者であること。</p> <p>⑤市民である連帯保証人が 1 人得られること。ただし、市長が認めるときは、市外に居住するものを連帯保証人とすることができる。（保証人の要件は入学準備金と同じ）</p> <p>⑥他の奨学金その他これに類するものの貸付けを受けていない者であること。</p>
標準処理期間	約 2 か月
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 29 年 1 月 19 日）
申請時期	入学準備金：申請年度の 2 月末日 奨学金：随時
申請方法	教育センター 1 階学務課窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku/kyouiku/shuugakuenjo/junbikin.html

■春日部市入学準備金・奨学金貸付条例

第1条 この条例は、進学の意欲を有する者で経済的な理由により修学が困難な者のために、入学準備金又は奨学金の貸付けを行うことにより、教育の機会均等に寄与するとともに、有用な人材を育成することを目的とする。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 本市において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、住民基本台帳に記録され、かつ、市内に引き続き1年以上居住している者をいう。

(5) 入学準備金 高等学校、大学又は専修学校の入学に要する入学金その他の費用をいう。

(6) 奨学金 高等学校、大学又は専修学校の入学に要する授業料その他の学費をいう。

第3条 入学準備金の貸付けを受ける者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 市民であり、かつ、市税を滞納していないこと。

(2) 高等学校、大学又は専修学校に入学が確実である者(市民に限る。)の保護者であること。

(3) 入学準備金の調達が困難な者であること。

(4) 市民である連帯保証人が1人得られること。ただし、市長が認めるときは、市外に居住する者を連帯保証人とすることができる。

第4条 入学準備金の貸付条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 入学準備金の貸付額は、次のとおりとする。

金額 高等学校・専修学校(高等課程) 300,000円以内

大学・専修学校(専門課程) 500,000円以内

(2) 入学準備金の貸付けは、高等学校、大学又は専修学校への入学時期までに行う。

(3) 入学準備金には、利息を付さない。

(4) 入学準備金の返済は、貸し付けた年の10月から開始するものとし、その返済方法は、次の表に定める期間内において毎月又は半年ごとの割賦均等返済とする。ただし、入学準備金の全額又は残額を繰り上げて返済することができる。

期間 高等学校・専修学校(高等課程) 2年6か月

大学・専修学校(専門課程) 4年2か月

(5) 正当な理由なく返済期限に返済すべき金額を納入しないときは、その返済期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、その金額に年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収することができる。

第6条 奨学金の貸付けを受ける者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 市民であり、かつ、市税を滞納していない世帯の子女であること。
- (2) 高等学校、大学若しくは専修学校に入学を許可された者又は在学中の者であること。
- (3) 学費の支出が困難な者であること。
- (4) 修学意欲がおう盛で、校長又は学長が推薦した者であること。
- (5) 市民である連帯保証人が1人得られること。ただし、市長が認めるときは、市外に居住する者を連帯保証人とすることができる。
- (6) 他の奨学金その他これに類するものの貸付けを受けていない者であること。

第7条 奨学金の貸付条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 奨学金の貸付額は、次のとおりとする。

金額	高等学校・専修学校（高等課程）	月額	10,000円
	大学・専修学校（専門課程）	月額	20,000円
- (2) 奨学金の貸付期間は、これを受けるに至った月からその高等学校、大学又は専修学校における正規の修学期間を終了する月までとする。
- (3) 奨学金の貸付けは、毎月行う。ただし、市長が認めるときは、6か月分を限度として貸し付けることができる。
- (4) 奨学金には、利息を付さない。
- (5) 奨学金の返済方法は、貸付期間が終了する月の翌月から6か月据置き後、貸付期間の2倍に相当する期間内において毎月又は半年ごとの割賦均等返済とする。ただし、奨学金の全額又は残額を繰り上げて返済することができる。

■春日部市入学準備金・奨学金貸付施行規則

第2条 条例第3条第4号又は第6条第5号に規定する連帯保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 入学準備金又は奨学金の返済を保証し得る資力がある20歳以上の者で、市税（市外に居住する者にあつては、当該市町村税）を完納していること。
- (2) この条例による入学準備金又は奨学金の貸付けに係る保証を他にしていないこと。ただし、保証する者が同一世帯に複数いるときは、この限りでない。

第3条 入学準備金の貸付けを受けようとする者は、入学準備金・奨学金貸付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員が記載されている住民票の写し及び連帯保証人の住民票の写し
- (2) 貸付けを受ける者及び連帯保証人の住民税納税証明書
- (3) 連帯保証人の身分証明書（外国人住民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）にあつては住民票の写し）及び印鑑登録証明書

第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、必要な調査を行い、これを春日部市入学準備金・奨学金貸付審査委員会（以下「審査会」という。）の審査に付さなければならない。

第5条 市長は、審査会の答申があつたときは、貸付けの適否を決定し、その旨を入学準備金・奨学金貸付決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知しなければならない。

第6条 前条の規定により貸付けの決定の通知を受けた者が入学準備金の貸付けを受けるときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 入学準備金借用証書（様式第3号）

(2) 入学決定を証明する書類

第11条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、入学準備金・奨学金貸付申請書に推薦書（様式第7号）及び第3条各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

第12条 奨学金の貸付けの決定の通知を受けた者が当該奨学金の貸付けを受けるときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第8号）

(2) 入学決定又は在学を証明する書類

2 奨学金の貸付けを受けた者（以下「奨学生」という。）は、条例第7条第2号に規定する奨学金の貸付期間が終了するときは、当該期間の最後の月の末日までに奨学金借用証書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。